

肥料取扱業者の皆様へ

爆発物の原料となり得る肥料に対して販売業者等がとるべき措置について

平成20年9月に肥料を原料とした爆発物のテロが発生し、「爆発物の原料となり得る肥料に対して販売業者等が執るべき措置について」(平成20年10月17日付け20消安第786号農林水産消費・安全局農産安全管理課長通知)により、肥料販売業者等がとるべき措置について周知・徹底をしてきたところです。しかしながら、平成21年10月に化学物質の販売業者が、爆発物を製造しようとした者に対して法律で義務付けられた書面の提出を受けることなく劇物を販売したこと等により、毒物及び劇物取締法違反容疑で検挙されました。

このことを受け、「爆弾テロの未然防止に向けた販売業者等がとるべき措置の周知・徹底に関する依頼について」(平成21年11月20日付け警視庁丁備企発第67号、警視庁丁公発第212号、警視庁丁国テ発第66号)が発出され、下記の通り爆発物の原料となり得る肥料に対して肥料販売業者等がとるべき措置について改めて周知・徹底するよう依頼がありましたので、御協力願います。

記

- 1 爆発物の原料となり得る肥料(硝酸アンモニウム、尿素)の適正な管理に資するため、販売の記録に関する書面(電磁的記録を含む。)を適切に作成し、保管すること。
- 2 上記肥料の取引に際し、特に、インターネットを利用した販売を行う場合には、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を確実にすること。
- 3 上記肥料の取引に際し、通常取引がないのに大量に購入しようとする、氏名、住所、使用目的等を明らかにすることを拒否するなど、顧客に不審な動向がある場合は、当該顧客に係る情報(電話番号等連絡先、車両ナンバー等)を把握すること。
- 4 通常取引がないのに大量に購入しようとする者、使用目的があいまいな者等、爆発物の原料となり得る肥料の安全な取扱いに不安があると認められる者に対しては、販売を差し控えること。
- 5 上記肥料の保管等に当たり、盗難防止対策の強化等の管理徹底を図ること。
- 6 上記肥料の盗難・紛失事案が発生した場合や、4により販売を差し控えた場合を含め、顧客に不審動向が認められる場合には、速やかに警察に通報すること。